

[改定内訳]三井住友銀行のファームバンキングサービス(外為関係)利用規定		改定前	改定後
1	表題	三井住友銀行のファームバンキングサービス(外為関係)利用規定(2023年4月改定)	三井住友銀行のファームバンキングサービス(外為関係)利用規定(2024年4月改定)
2	1. 基本事項	(1)ファームバンキングサービス(外為関係)の内容 (三井住友銀行のファームバンキングサービス(外為関係))、(以下「ファームバンキングサービス(外為関係)」という。)とは、三井住友銀行のファームバンキングサービス(外為関係)が、(以下「契約者」という。)がその占有・管理する端末(以下「端末」という。)を利用した状態で実行を行う以下の各サービスを含むものとする。 輸出手形買取取組等の外為関係取組明細の提供(以下「外為関係サービス」という。) 外貨送金依頼明細、輸入使用状況依頼明細および輸入使用条件変更依頼明細の一括交付ならびにその明細に基づく外貨送金手続、輸入使用状況依頼手続、および輸入使用条件変更手続の代行(以下「データ伝送サービス」という。) 外貨送金に関する振替手続の代行(以下「外貨資金振替サービス」という。) 振替口座送金入金振替サービス(以下「入金振替サービス」という。)	(1)ファームバンキングサービス(外為関係)の内容 (三井住友銀行のファームバンキングサービス(外為関係))、(以下「ファームバンキングサービス(外為関係)」という。)とは、三井住友銀行のファームバンキングサービス(外為関係)が、(以下「契約者」という。)がその占有・管理する端末(以下「端末」という。)を利用した状態で実行を行う以下の各サービスを含むものとする。 輸出手形買取取組等の外為関係取組明細の提供(以下「外為関係サービス」という。) 外貨送金依頼明細、輸入使用状況依頼明細および輸入使用条件変更依頼明細の一括交付ならびにその明細に基づく外貨送金手続、輸入使用状況依頼手続、および輸入使用条件変更手続の代行(以下「データ伝送サービス」という。)
3	(4)サービス時間 ファームバンキングサービス(外為関係)のサービス毎に当行が定めた時間内とします。 ただし、当行はこの取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。	(4)サービス取扱日・時間 ファームバンキングサービス(外為関係)の取扱日・時間はサービス毎に当行が定めた取扱日・時間内とします。 ただし、当行はこの取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。	
4	2. 通信確認および送信確認、入金確認、入金確認の取組	(1)契約者は、ファームバンキング申込書に記入した通信確認、および「三井住友銀行のファームバンキングサービス(外為関係)申込書」(以下「外為関係申込書」という。))に記入した送信確認、入金確認、入金確認を当行に届け出た通信確認、送信確認、入金確認、入金確認とします。 (2)外為関係申込書においてパソコンからの確認変更を要した場合、契約者は、ファームバンキングサービス(外為関係)契約(以下「本契約」という。))締結後または、ファームバンキング申込書により契約者が当行に届け出た通信確認および外為関係申込書の送信確認、入金確認、入金確認を端末を用いて所定の方法で変更してください。また、その後も定期的に、同様の方法で変更してください。この変更手続によって契約者が当行に届け出た通信確認、送信確認、入金確認、入金確認とします。(パソコンからの確認変更の取扱は、端末の種類や接続方法により利用できない場合があります。) (3)送信確認、送信確認、入金確認、入金確認は、通帳、印鑑、カードに代わる大切なものですから、契約者自身の責任において管理するものと、第三者に開示しないでください。確認番号について偽造、変造、盗用または不正使用その他の恐れがある場合は、ただちに新しい確認番号に変更してください。なお、確認番号の偽造、変造、盗用または不正使用その他よって生じた損害については、当行は責任を負いません。	(1)契約者は、ファームバンキング申込書に記入した通信確認、および「三井住友銀行のファームバンキングサービス(外為関係)申込書」(以下「外為関係申込書」という。))に記入した送信確認、送信確認、入金確認、入金確認を当行に届け出た通信確認、送信確認とします。 (2)外為関係申込書においてパソコンからの確認変更を要した場合、契約者は、ファームバンキングサービス(外為関係)契約の締結後または、ファームバンキング申込書により契約者が当行に届け出た通信確認および外為関係申込書の送信確認を端末を用いて所定の方法で変更してください。また、その後も定期的に、同様の方法で変更してください。この変更手続によって契約者が当行に届け出た通信確認、送信確認、入金確認、入金確認とします。(パソコンからの確認変更の取扱は、端末の種類や接続方法により利用できない場合があります。) (3)送信確認、送信確認、入金確認、入金確認は、通帳、印鑑、カードに代わる大切なものですから、契約者自身の責任において管理するものと、第三者に開示しないでください。確認番号について偽造、変造、盗用または不正使用その他の恐れがある場合は、ただちに新しい確認番号に変更してください。なお、確認番号の偽造、変造、盗用または不正使用その他よって生じた損害については、当行は責任を負いません。
5	5. 外貨資金振替サービス	(1)外貨資金振替サービスの内容 外貨資金振替サービスとは、前項に基づき、外為関係申込書に記入した入金口座のうち契約者が指定した口座から、外為関係申込書に記入した入金口座のうち契約者が指定した外貨資金口座に資金を振り替えるサービス、および、外為関係申込書に記入した入金口座のうち契約者が指定した外貨資金口座から外為関係申込書に記入した入金口座のうち契約者が指定した口座に資金を振り替えるサービスを行います。 (2)振替依頼の方法 契約者は外貨資金振替サービス依頼(以下「振替依頼」という。))を行う場合は、事前に外為関係申込書において当行向け入金口座ならびに受取人番号とそれに対応する入金口座番号を登録した上、送信確認、利用口座番号、受取人番号、振替金額等の所定事項を当行所定の当行事務センター宛送信してください(この送信がなされたことを「送信済み」という。)) (3)振替依頼の確認 当行が振替依頼を受信した場合、当行が認識した送信確認、入金口座番号および受取人番号が、契約者が当行に届け出た送信確認、外為関係申込書に記載の入金口座番号および受取人番号と一致した場合は、当行は契約者からの依頼をみなし、受信した依頼内容を送信済みと送信します。 契約者は、送信された依頼内容を確認し、依頼内容を変更または取り消す必要がある場合は、所定の操作により依頼を取り消してください。 契約者は、送信された依頼内容が正しい場合は、所定の操作により確認手続きを完了してください。確認の際、事前に当行と取り決めた入金確認を入力してください。 前項の確認は、当行所定の時間までに当行所定の当行事務センターに到達するように送信してください。確認が所定の時間までに到達しなかった場合は、依頼は取り消されたものとみなします。 (4)振替依頼の確認 前項の確認は、当行所定の時間までに当行所定の当行事務センターに到達し、当行が認識した入金確認が、事前に契約者と当行で取り決めた入金確認と一致した場合は、当行は契約者からの振替依頼が確定したものとみなし、当行所定の方法で振替手続きを行います。 前項の振替依頼の確認後は振替依頼の取消はできないものとします。 (5)振替資金の引落 当行は契約者が支払うべき振替資金を、当座勘定規定、普通預金規定(組合口座引当規定を含む。)、外貨資金規定にかかわらず、当座の引き落としにより当座へ振替資金を引落し、振替金額を振り替えるサービスを行います。なお、本引落しは当該振替が確定した時点で実行します。 (6)資金の引落ができない場合の処理 振替の引落できなかった場合は、契約者の同意を得た上で、差金など正當な理由による入金口座の支払停止等を含む。)、および、入金口座への入金できなかった場合には、当該外貨資金振替の依頼は取り消されたものとして取り扱います。 (7)振替の正常な実行 入金口座と入金口座の通貨が異なる場合には、振替依頼日における当行所定の外為関係相場により換算の上、前項の規定に依り振替資金を入金口座から引落します。 外貨資金振替の適用については、前記(4)～(5)により取扱いします。 (8)取引内容の確認 外貨資金振替サービスによる取引後は、契約者は速やかに普通預金通帳、外貨資金通帳等への記入、または当座勘定取引明細等により取引内容を確認してください。万一取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合は、ただちに外為関係申込書の取引引込に連絡してください。 取引内容、残高に相違がある場合において、契約者と当行の間で疑義が生じたときは、当行の機械記録の内容をもって処理します。	(1)外貨資金振替サービスの内容 外貨資金振替サービスとは、前項に基づき、外為関係申込書に記入した入金口座のうち契約者が指定した口座から、外為関係申込書に記入した入金口座のうち契約者が指定した外貨資金口座に資金を振り替えるサービス、および、外為関係申込書に記入した入金口座のうち契約者が指定した外貨資金口座から外為関係申込書に記入した入金口座のうち契約者が指定した口座に資金を振り替えるサービスを行います。 (2)振替依頼の方法 契約者は外貨資金振替サービス依頼(以下「振替依頼」という。))を行う場合は、事前に外為関係申込書において当行向け入金口座ならびに受取人番号とそれに対応する入金口座番号を登録した上、送信確認、利用口座番号、受取人番号、振替金額等の所定事項を当行所定の当行事務センター宛送信してください(この送信がなされたことを「送信済み」という。)) (3)振替依頼の確認 当行が振替依頼を受信した場合、当行が認識した送信確認、入金口座番号および受取人番号が、契約者が当行に届け出た送信確認、外為関係申込書に記載の入金口座番号および受取人番号と一致した場合は、当行は契約者からの依頼をみなし、受信した依頼内容を送信済みと送信します。 契約者は、送信された依頼内容を確認し、依頼内容を変更または取り消す必要がある場合は、所定の操作により依頼を取り消してください。 契約者は、送信された依頼内容が正しい場合は、所定の操作により確認手続きを完了してください。確認の際、事前に当行と取り決めた入金確認を入力してください。 前項の確認は、当行所定の時間までに当行所定の当行事務センターに到達するように送信してください。確認が所定の時間までに到達しなかった場合は、依頼は取り消されたものとみなします。 (4)振替依頼の確認 前項の確認は、当行所定の時間までに当行所定の当行事務センターに到達し、当行が認識した入金確認が、事前に契約者と当行で取り決めた入金確認と一致した場合は、当行は契約者からの振替依頼が確定したものとみなし、当行所定の方法で振替手続きを行います。 前項の振替依頼の確認後は振替依頼の取消はできないものとします。 (5)入金ができない場合の処理 入金口座の解約により、前項の入金ができなかった場合には、当該入金依頼は取り消されたものとして取り扱います。 (6)入金時の適用外相場 振替口座送金資金と入金口座の通貨が異なる場合には、入金実行日における当行所定の外為関係相場により換算の上、前項の規定に依り入金口座に資金を振り替えます。 前号にかかわらず、契約者が予め当行の間で外為関係予約を締結している場合において、入金依頼明細データに当該外為関係予約の予約番号を記録したときには、当該外為関係予約の予約相場によって換算します。 (7)取引内容の確認 振替口座送金サービスによる取引後は、契約者は速やかに普通預金通帳、外貨資金通帳等への記入、または当座勘定取引明細等により取引内容を確認してください。万一取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合は、ただちに外為関係申込書の取引引込の取組に連絡してください。 取引内容、残高に相違がある場合において、契約者と当行の間で疑義が生じたときは、当行の機械記録の内容をもって処理します。 (8)必要書類の提出 契約者は、外為関係法上必要な書類がある場合には、法律で定められた期限内に外為関係申込書の取組店へ当該書類を提出するものとします。
6	6. 振替口座送金入金振替サービス	(1)振替口座送金入金振替サービスの内容 振替口座送金入金振替サービスとは、外為関係サービスで受信した振替口座送金入金に基づき、端末による依頼によって、外為関係申込書に記入した入金口座のうち契約者が指定した口座に、振替口座送金入金を入金するサービスを行います。 (2)入金依頼の方法 契約者は振替口座送金入金振替サービスの依頼(以下「入金依頼」という。))を行う場合は、事前に外為関係申込書において当行宛利用口座ならびに受取人番号とそれに対応する入金口座番号を登録した上、送信確認、利用口座番号、受取人番号、入金金額等の所定事項を当行所定の当行事務センター宛送信してください(この送信がなされたことを「送信済み」という。)) 契約者は入金依頼をする時は、当該振替口座送金の受取人が契約者であることを必ず確認してください。当行の責任を負って入金依頼の取消を行う等の事象が発生した場合、そこから契約者に発生した損害については当行は責任を負いません。 (3)入金依頼の確認 当行が入金依頼を受信した場合、当行が認識した送信確認、利用口座番号および受取人番号が、契約者が当行に届け出た送信確認、外為関係申込書に記載の利用口座番号および受取人番号と一致した場合は、当行は契約者からの依頼をみなし、受信した依頼内容を送信済みと送信します。 契約者は、送信された依頼内容を確認し、依頼内容を変更または取り消す必要がある場合は、所定の操作により依頼を取り消してください。 契約者は、送信された依頼内容が正しい場合は、所定の操作により依頼内容を確認してください。確認の際、事前に当行と取り決めた入金確認を入力してください。 前項の確認は、当行所定の時間までに当行所定の当行事務センターに到達するように送信してください。確認が所定の時間までに到達しなかった場合は、依頼は取り消されたものとみなします。 (4)入金依頼の確認 前項の確認は、当行所定の時間までに当行所定の当行事務センターに到達し、当行が認識した入金確認が、事前に契約者と当行で取り決めた入金確認と一致した場合は、当行は契約者からの入金依頼が確定したものとみなし、当行所定の方法で入金手続きを行います。 前項の入金依頼の確認後は入金依頼の取消はできないものとします。 (5)入金ができない場合の処理 入金口座の解約により、前項の入金ができなかった場合には、当該入金依頼は取り消されたものとして取り扱います。 (6)入金時の適用外相場 振替口座送金資金と入金口座の通貨が異なる場合には、入金実行日における当行所定の外為関係相場により換算の上、前項の規定に依り入金口座に資金を振り替えます。 前号にかかわらず、契約者が予め当行の間で外為関係予約を締結している場合において、入金依頼明細データに当該外為関係予約の予約番号を記録したときには、当該外為関係予約の予約相場によって換算します。 (7)取引内容の確認 振替口座送金サービスによる取引後は、契約者は速やかに普通預金通帳、外貨資金通帳等への記入、または当座勘定取引明細等により取引内容を確認してください。万一取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合は、ただちに外為関係申込書の取引引込の取組に連絡してください。 取引内容、残高に相違がある場合において、契約者と当行の間で疑義が生じたときは、当行の機械記録の内容をもって処理します。 (8)必要書類の提出 契約者は、外為関係法上必要な書類がある場合には、法律で定められた期限内に外為関係申込書の取組店へ当該書類を提出するものとします。	(1)振替口座送金入金振替サービスの内容 振替口座送金入金振替サービスとは、外為関係サービスで受信した振替口座送金入金に基づき、端末による依頼によって、外為関係申込書に記入した入金口座のうち契約者が指定した口座に、振替口座送金入金を入金するサービスを行います。 (2)入金依頼の方法 契約者は振替口座送金入金振替サービスの依頼(以下「入金依頼」という。))を行う場合は、事前に外為関係申込書において当行宛利用口座ならびに受取人番号とそれに対応する入金口座番号を登録した上、送信確認、利用口座番号、受取人番号、入金金額等の所定事項を当行所定の当行事務センター宛送信してください(この送信がなされたことを「送信済み」という。)) 契約者は入金依頼をする時は、当該振替口座送金の受取人が契約者であることを必ず確認してください。当行の責任を負って入金依頼の取消を行う等の事象が発生した場合、そこから契約者に発生した損害については当行は責任を負いません。 (3)入金依頼の確認 当行が入金依頼を受信した場合、当行が認識した送信確認、利用口座番号および受取人番号が、契約者が当行に届け出た送信確認、外為関係申込書に記載の利用口座番号および受取人番号と一致した場合は、当行は契約者からの依頼をみなし、受信した依頼内容を送信済みと送信します。 契約者は、送信された依頼内容を確認し、依頼内容を変更または取り消す必要がある場合は、所定の操作により依頼を取り消してください。 契約者は、送信された依頼内容が正しい場合は、所定の操作により依頼内容を確認してください。確認の際、事前に当行と取り決めた入金確認を入力してください。 前項の確認は、当行所定の時間までに当行所定の当行事務センターに到達するように送信してください。確認が所定の時間までに到達しなかった場合は、依頼は取り消されたものとみなします。 (4)入金依頼の確認 前項の確認は、当行所定の時間までに当行所定の当行事務センターに到達し、当行が認識した入金確認が、事前に契約者と当行で取り決めた入金確認と一致した場合は、当行は契約者からの入金依頼が確定したものとみなし、当行所定の方法で入金手続きを行います。 前項の入金依頼の確認後は入金依頼の取消はできないものとします。 (5)入金ができない場合の処理 入金口座の解約により、前項の入金ができなかった場合には、当該入金依頼は取り消されたものとして取り扱います。 (6)入金時の適用外相場 振替口座送金資金と入金口座の通貨が異なる場合には、入金実行日における当行所定の外為関係相場により換算の上、前項の規定に依り入金口座に資金を振り替えます。 前号にかかわらず、契約者が予め当行の間で外為関係予約を締結している場合において、入金依頼明細データに当該外為関係予約の予約番号を記録したときには、当該外為関係予約の予約相場によって換算します。 (7)取引内容の確認 振替口座送金サービスによる取引後は、契約者は速やかに普通預金通帳、外貨資金通帳等への記入、または当座勘定取引明細等により取引内容を確認してください。万一取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合は、ただちに外為関係申込書の取引引込の取組に連絡してください。 取引内容、残高に相違がある場合において、契約者と当行の間で疑義が生じたときは、当行の機械記録の内容をもって処理します。 (8)必要書類の提出 契約者は、外為関係法上必要な書類がある場合には、法律で定められた期限内に外為関係申込書の取組店へ当該書類を提出するものとします。
8	8. 発信者番号チェック	(1)契約者がファームバンキングサービス(外為関係)の各サービスについて、外為関係申込書において発信者番号チェックを要し、かつ当該発信者番号を確認する場合は、当行は当該サービスの発信者番号と、当該サービスについて契約者が外為関係申込書において指定した同種加入者番号の一致を確認するものとし、両者が一致しない場合は、当該サービスの依頼は取り消されたものとして取り扱います。 (2)発信者番号チェックの取組は、端末の種類や接続方法により利用できない場合があります。	(1)契約者がファームバンキングサービス(外為関係)の各サービスについて、外為関係申込書において発信者番号チェックを要し、かつ当該発信者番号を確認する場合は、当行は当該サービスの発信者番号と、当該サービスについて契約者が外為関係申込書において指定した同種加入者番号の一致を確認するものとし、両者が一致しない場合は、当該サービスの依頼は取り消されたものとして取り扱います。 (2)発信者番号チェックの取組は、端末の種類や接続方法により利用できない場合があります。
9	9. 発信者番号チェック	(1)契約者がファームバンキングサービス(外為関係)の各サービスについて、外為関係申込書において発信者番号チェックを要し、かつ当該発信者番号を確認する場合は、当行は当該サービスの発信者番号と、当該サービスについて契約者が外為関係申込書において指定した同種加入者番号の一致を確認するものとし、両者が一致しない場合は、当該サービスの依頼は取り消されたものとして取り扱います。 (2)発信者番号チェックの取組は、端末の種類や接続方法により利用できない場合があります。	(1)契約者がファームバンキングサービス(外為関係)の各サービスについて、外為関係申込書において発信者番号チェックを要し、かつ当該発信者番号を確認する場合は、当行は当該サービスの発信者番号と、当該サービスについて契約者が外為関係申込書において指定した同種加入者番号の一致を確認するものとし、両者が一致しない場合は、当該サービスの依頼は取り消されたものとして取り扱います。 (2)発信者番号チェックの取組は、端末の種類や接続方法により利用できない場合があります。

